

## 町名案に対する住民説明会での意見等

花小金井六丁目

日時：平成23年7月30日（土）10時～11時40分

場所：東部市民センター

参加者数：16名

### 【町名について】

・審議会では今までに提出した要望書が尊重されたと理解している。マンションの理事会において、再度住民の意思を確認したところ、「花小金井の存続」「丁目にはこだわらない」というものであった。

・審議会を傍聴してきた。審議会は要望書の内容を理解し、尊重していると思う。繰り返し熱心な審議が行われ、現地調査も行っている。また、先日、家の近くで救急車が迷っている状況に直面した。住居表示は必要な制度であると実感した。

・100%住民全員の希望をかなえることはできないと思う。花小金井七丁目で妥協したい。

・花小金井七丁目で進めてほしい。

・花小金井六丁目として住居表示実施できないか。

→三桁の街区符号になってしまうため、望ましくない。

### 【実施方法について】

・市は住居表示を勝手に決めるのか。

→市議会の議決を経て決定となる。

・市は住民が反対しても強引に変えるのか。

→十分な説明を尽くしたい。

・三桁では何故だめなのか。住所変更が大変である。

→住所を管理するには一定の規模が必要である。

・住民投票をしないのか。

→議会の決定で決定する。

### 【その他】

- ・学区や選挙区はどうなるのか。

→従来どおり変更ない。

- ・天神町住民の意見はどうか。

→賛成、反対両方いる。説明会の折に意見を聞く。

- ・花小金井の面積、人口はどのくらいか。また、町を区切る際、杭などで行うことはできないのか。

→面積、人口などについては統計書で確認してほしい。町区域は住居表示に関する法律により、道路、鉄道、河川など恒久的な施設で定める必要があり、杭などで定めることはできない。

- ・現在建築中の天神町のマンションに対しては、周知しているのか。

→住民説明会以後、案内したい。

### 花小金井五丁目

日時：平成23年7月30日（土）14時～15時30分

場所：花小金井北公民館

参加者数：32名

### 【町名について】

- ・花小金井五丁目が八丁目になると資産価値が下がる。

- ・花小金井八丁目にするくらいなら、花小金井に「西」「新」など一文字をつけるほうがよい。

### 【丁目の配列について】

- ・丁目の配列は時計周りでなければならないか。

→住居表示実施基準に従うと、そのようになる。

### 【住居表示実施の是非について】

- ・住居表示の効果について数値化したか。

→していない。

- ・数値化できないなら実施しないほうがよい。

→住居表示はインフラ整備の一環である。

・費用負担を考えるべきである。損害が多い。

・費用対効果が説明できないのであれば、実施しないほうがよい。

・市は損害賠償に応じる準備はあるか。

→公的に損害賠償請求が認められれば応じる。

・住居表示の必要性を感じない。

・実際に緊急車両の到着が遅れたという事例があるのか。事例があっても数値化できなければ説得力がない。

・花小金井五丁目全員が反対したらどうなるか。

→議会に諮っても可決されないと思う。

・どのようにしたら、実施せずに済むか。

・住民の38%の反対署名があっても、市は実施するのか。

・今回の住居表示実施は愚策である。やめるべきである。

・花小金井五丁目というのは既得権益である。奪われたくない。

・花小金井五丁目のままでよい。

・市が住民のアンケートを取り、住居表示の是非を問うべきである。

・花小金井八丁目として住居表示を実施することに賛成する人の挙手を求める。

→（挙手0人）

#### **【実施方法について】**

・未実施区域としての残された住民は被害者である。実施基準の例外措置として救済すべきである。（花小金井五丁目のまま実施してほしい）

・平成5年当時、何故、野中通りの西側を実施しなかったのか。

→大沼町、天神町との町境が筆境となっており、町区域の変更が必要であった点と、当時、この区域は耕作地やグラウンドがあり、住居表示するには早いと判断した。

- ・花小金井5-5-5-1のように、枝番をつけることで対応できないか。
- ・花小金井五丁目で実施し、街区が飛んでも構わない。緊急車両も問題ないと思う。

#### 【その他】

- ・今回配布された「住居表示実施に向けてのお知らせ」は高圧的である。

#### 天神町一丁目

日時：平成23年7月31日（日）10時～11時40分

場所：天神地域センター

参加者数：60名

#### 【町名について】

・（天神通り東側住民）天神町から花小金井に町名を変更しなければならない理由は何か。天神町五丁目としてはどうか。

→町区域を道路、鉄道等で設定すると、今回説明した町区域となる。その場合にどのような町名をつけるかという、天神町、花小金井どちらも慣れ親しんだ町名を望む声が多い。そのため、最寄駅が花小金井ということもあり、花小金井という案となった。

・天神は歴史ある町名である。花小金井七丁目になるのであれば、天神町五丁目が良い。

・花小金井から署名が出されたから花小金井という案になったのか。

→署名だけをもって、この案となったわけではない。

・天神町五丁目にはできない理由は何か。

→新しい町区域の名称を、天神町、花小金井、まったく新しい町名の三つで検討した。新しい町名はよくないとの意見が多かったことから、二者択一という形となった。結果、花小金井駅の近くということで花小金井を採用した。

・天神町五丁目として検討してほしい。

・天神町一丁目が一丁目になるのは不愉快である。

- ・町名案決定に至るまでの根拠となるデータはあるか。
- 住民投票などで決定するものではないと考えている。

### 【住居表示実施の是非について】

- ・住所変更は望まない。費用負担を考えるべきである。なぜ、意見を反映できないのか。
- 住居表示はわかりづらいところだけの変更では不十分であると考えている。登録免許税など住所変更にかかるものは基本的に無料である。住所変更に必要な証明書は事前に送ることを検討している。その他手続きについてはできるだけ洗いだし、資料として送付する。なお、住所変更に必要な交通費、時間等については負担していただきたい。また、住居表示は防災上の観点からも必要なことであると考えている。

- ・住所がわかりにくいところだけ実施すればよい。関係機関には市が責任をもって周知すればよい。

- ・住所がわかりづらいという数値的根拠はあるか。

- ・（住民より）警察が住所をわからないという場面に直面した。住居表示自体は必要と思う。
- 地番による住所の表示は不規則な並びであるが、街区方式による住居表示は住所がわかりやすくなる。住居表示はまちづくりの一環である。

### 【実施方法について】

- ・住民の意見を審議会にきちんと伝えてほしい。
- すべて書面にして報告している。ホームページ、東西出張所にも議事録は備え付けている。

### 【その他】

- ・関係法令等、前提となる事項を説明すべきである。
- 
- ・町名変更で土地の価格が上がる可能性がある。この場合の税負担を市は考慮してくれるのか。
- 評価額が上がる可能性はあるが、負担調整等の関係から大きな変動はないと思われるが、可能な限り善処したい。
- ・根拠となる面積等で説明してほしい。
- 
- ・法人の住所変更の手続きはどのようにすればよいかと前回質問した。結論はどうか。

→把握していない。

・大企業への案内はしているのか。

→同様に周知している。

・今後の説明会の開催の予定はどうか。

→何らかの形で行う。

・審議会委員にも出てほしい。

→前回の説明会の折に、そういった意見があったこと及び今回の説明会について周知した。

・住居表示にかかる予算はいくらか。

→調査業務で700万円、実施業務で1700万円である。

・前回の意見に対する回答がない。

→今回配布したお知らせに必要な回答は記載しているはずである。

・問題点を解決してから説明会を開催すべきである。

#### 天神町二丁目

日時：平成23年7月31日（日）14時～15時10分

場所：天神地域センター

参加者数：15名

#### 【町名について】

・町名は、①天神町一丁目～四丁目が良い

・花小金井八丁目となるのは残念である。天神町に愛着がある。

・町名案として①②のパターンが出ているが、天神町と大沼町とで別々のパターンとなることはあるか。

→なるべく統一的な変更をしたい。

#### 【町区域について】

・町の区割りのラインが天神地域センター通りとなっているが、新小金井街道のほうがよいのではないか。

→街区数の関係上、天神地域センター通りが適当と判断した。

### 【住所変更の手続き】

・住所変更が大変である。大半の住民が反対するのではないか。

→住居表示実施に合わせ、手続き等わかりやすい形で周知したい。

・登記簿の書き換えはどうすればよいか。

→不動産の所在地を表す、表題部の町名については市（登記所）が変更する。所有者の住所欄は所有権の移転などの時にあわせて変更してほしい。登録免許税は非課税である。

・運転免許証の変更はどのようなになるのか。

→運転免許証はＩＣ化されているため、市が会場を設けて一斉に変更することができない。都内の警察署であればどこでも変更可能なので、時間があるときに手続きしてほしい。

・その他にもクレジットカード、会社、携帯電話などいろいろ手続きが必要になるが、対応はどうか。

→ＮＴＴ、東京ガス、東京電力などは住所変更の対応表を送付し、手続き不要となるようにしたい。その他については個人で手続きをお願いしたい。

・社判なども実施前に変更する必要があるか。

→住居表示決定後、対応してほしい。

・難病や介護の認定など、都や国の制度に基づく様々な住所変更についてはどうなるのか。

→手続き方法等を調査し、案内したい。

・住所変更の手続きで漏れないように、何度も周知してほしい。

・手続きに漏れないよう、チェックリストを作ってほしい。

・住所変更の手続きが漏れてしまうことで、不利益や法律違反となることがないように、情報収集し、優先順位を含め周知してほしい。

・住所変更しなかった場合、郵便物はどうなるか。

→郵便物は旧住所が記載された場合でも、しばらくは届くよう郵便局へ依頼する。

・地番と町名が変わるのか。

→住所は地番と切り離れたものとなる。

#### 【住居表示実施の是非について】

・住居表示はなぜ必要なのか。

→地番による住所は開発等によりわかりにくくなっている。緊急車両、郵便配達等わかりやすい住所とする必要がある。

#### 【実施方法について】

・多数決では決まらないのか。

→多数決で決めるものではないと考えている。

#### 【その他】

・住居表示実施に際して、発生する問題等について他市の事案を調査しておく必要がある。

・審議会の存在を知らなかった。いつ、どういった活動をしているのか。委員はどのようなメンバーか。

→審議会は三カ月に一度程度開催され、改選を何度か経てきているが、過去より市長の諮問機関として存在してきた。住民からの意見については、その都度報告し、反映させるよう心がけている。審議会委員は、知識経験者、市議会議員、公共団体の役員、実施地区の代表者、公募委員の合計17名で構成されている。

・今回のお知らせの配布時期が遅かった。説明会も複数回実施してほしい。

・今回実施しない区域が残るのはなぜか。

→現在の天神町二丁目と仲町の町の境界は筆境となっている。住居表示に関する法律により町を道路等で区切る必要があるため、西端を回田道とした。残りの区域は将来、仲町と一体的に実施する区域とする。

## 大沼町二丁目

日時：平成23年8月6日（土）10時～11時10分

場所：大沼地域センター

参加者数：27名

### 【町名について】

・①大沼町と②大沼のどちらが優勢か。

→①大沼町が多い。

・大沼町を全く違った町名にできないか。

→過去に実施した説明会では、大沼の名前を生かしてほしいとの声が多かったため、難しい。

・①大沼町がよい。

### 【丁目の配列について】

・丁目の配列の理由はなにか。

→住居表示実施基準に従い、西南の角から環状に配列している。

・丁目の配列は、単純に北から一丁目としてはどうか。

→審議会にその旨、報告する。

### 【住所変更の手続きについて】

・住所変更など事前に宅配業者などに周知するのか。

→9月ごろ郵便局には対照表を配る。業者などには案内図を配布したい。年度替わりのころには、事前周知をしたいと思う。

・運転免許証の住所変更はどうするのか。

→ICチップ内蔵のため、地域センターなどでの一斉変更はできない。都内の警察署などで変更してほしい。

・郵便は旧住所で届くか。

→実施後数年間は届くよう手配する。

・地図業者などへの情報提供はどうするのか。

→定期的に情報公開に応じているため、じきに反映すると思われる。

・住基カードの住所変更はどうなるのか。

→カード自体に住所の書き換えが必要なため、都合のよいときに市役所に来てほしい。  
電子証明などは失効しないよう配慮する。

・住居表示によって、町名と地番が変わるのか。

→町名部分が変わる。地番に変更はない。

・登記簿の所有者住所はどうなるのか。

→所有権移転などの時にあわせて変更してほしい。必要な証明は何年後でも無料で発行する。

・年金の住所変更はどうするのか。

→住所変更ハガキでできるようなので、実施に合わせてはがきを各戸へ送るなど対応を図りたい。

#### 【実施方法について】

・実施時期が違うことで混乱しないか。

→街区符号（番）、住居番号（号）の組み合わせと、地番の住所で区別できるので混乱しない。

・住居表示の実施は誰が決めるのか。

→答申を基に、市長が議会に提案し、議決を得て決定となる。

・住居表示整備は道路等もわかりやすく整備するのか。

→既存の道路、鉄道などで区切り、実施する。耕作地などには、あらかじめ街区番号を多めに振っておく。

・7丁目への分割の理由は何か。

→実施基準の面積の基準からこうなった。

・都市計画との整合性はとれているのか。

→対象区域に道路計画などはない。

#### 【その他】

・計画停電の時に誤った報道がなされた。市できちんと対応してほしい。

→住居表示は災害時などに区域を的確に特定できる。わかりやすい町づくりは必要である。

## 大沼町一丁目

日時：平成23年8月6日（土）14時～15時15分

場所：大沼公民館

参加者数：27名

### 【町名について】

・町名は①大沼町がよい。

・町名は人との絆にかかわる。審議会ではこの点どのように審議したのか。  
→そういった視点での審議はしていない。

・六中通りより東側の地区が花小金井八丁目という案になった経緯は何か。  
→南側の七丁目を含め、花小金井の西側のラインが直線になる。また、昭和病院の利用者は花小金井駅を利用しており、花小金井が適当であると判断した。

### 【丁目の配列について】

・丁目の配列は、現大沼町一丁目を西端から一丁目～三丁目とし、現二丁目を西から四丁目～六丁目、北を七丁目としてはどうか。

・丁目の配列について、花小金井は逆であり、例外を認めてほしい。  
→市政施行の際、丁目の配列は西南の角から環状式にすることとし、花小金井だけは例外扱いとした。

・丁目の配列がわかりづらい。  
→西から東へ、南から北へという原則によりこのような配列となった。

・中心に三丁目があるのはわかりづらい。

・なぜ、環状式の配列なのか、メリットを感じない。  
→市としての統一性をもたせるために、実施基準に従うのがよいと考えている。丁目の配列については、次回の審議会で審議されるため、今回の意見は審議の参考として審議会に報告する。

・丁目の配列については多数決とはならないのか。  
→住居表示実施は住民の意向を重視して行う必要がある。今回の意見は審議会に伝え、審議の参考としてもらう。

### 【実施方法について】

・町名変更するとすれば、東久留米市弥生を小平に取り込んで実施すべきである。  
→住居表示とは課題のレベルが違うと考える。

・理屈はわかるが、町名変更は望まない。現在では宅急便の誤配もなくなった。町を鉄道で区切る必要はない。遊歩道で区切ってもよいのではないか。実施するのであれば、もっと早くやってほしかった。（西武新宿線より南側住民）

・なぜ、7丁目に分けたのか。

→実施基準に示された面積に適合するように分けると7つとなる。仮に丁目を減らすと、街区数が増え、わかりづらい住居表示となってしまう。

### 【住所変更の手続きについて】

・住所変更は不利益を被らないためにもチェックリストを作るなど案内してほしい。  
→実施の前には詳細な手続き等を調べ、案内したい。

・実施後、以前の住所でも郵便物は届くか。

→郵便局へは対照表を配り、住民には無料の通信はがきを配る。郵便局へも当分の間、対応するよう依頼したい。

・お知らせの配布が1か月前とのことだが、もっと早く送れないか。

→事務手続き上、あまり早い時期に送るのは難しい。

### 【その他】

・前回の説明会で、町名変更に伴い、学区、選挙区の変更はないとの説明があったが、その保証はあるのか。

→変更はない。町の区域は道路で区切り、わかりやすくする必要がある。

・西武新宿線の南側でも郵便物は届く。

・住所どういった番号になるのか。

→実施基準による、街区数30～40程度（番）がおおよその目安になる。

・説明会を過去2回実施したが、出席できなかった。出席者が少ない状況の中での雰囲気だけで、賛成したと思われたくない。

→市は様々な方法で意見を聞く準備はある。説明会に出席できなくても、電話、メール、手紙等意見を寄せてほしい。